

一 當道たる者、さすがも指べからず、

一 京の口々へ番を付、登衆、不可取事、

一 官の爲諸旦那へ勸進したる輩、官位す、まで有間敷事、

一 不可惡口事

一 不可狼藉事

一 在京したる檢校、勾當の家にて、自身賣買仕間敷事、

一 科有て不座の輩に、不可交合事

一 他門の公事、不可取持事

一 他の弟子、不可取事

一 同官たりといふとも、長柄乗馬にて其門邊ハ一禮申可通、但長柄檢校、際權勾當以下乘間敷事、

略
○下

罰則

〔當道要集〕科行次第

一 大科千疋、中科五百疋、小科三百疋也、勾座は檢校の中科を大とし、小科を中とし、小科は百疋たるべき事、

一 請暇落は、檢校の小科三拾分たるべき事、他准之、

一 於當道、盜人口官人の女を犯したる輩は、裝束焼捨、或は不座、或は石こすみ、或はふし付、或は簀

卷、或は首を可切事、

一 舞廻猿樂等、賤筋目の者の家へ至、酒呑みたらんする者は、裝束を拔せ可爲、不座、但し自身力顯

さば過失に落可宥事、右之者共の當道の家へ出入は、不苦、當道よりは、盃もさすべき事、

一 舞々猿樂の賤き筋有者の藝したる跡、不改して、藝したらん當道於有之者、可爲同前事、